

保護者 様

伊勢崎市立境采女小学校  
校長 大竹 康史

インフルエンザによる出席停止の通知書

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>  
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

..... キ リ ト リ .....

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

\_\_\_\_\_ 年 組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_
- 2 診断日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ <b>発症日</b> ： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過している。 ⇒ <b>解熱した日</b> ： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。